

V. 檢 查 關 係 通 達 等

1. 速度制限装置が装着された大型トラクタの速度制限装置の機能確認等について

自 技 第 241 号

自 整 第 237 号

平成 8 年 12 月 27 日

自動車交通局技術安全部長

最高速度制限違反等関係法令を履行しないことに起因する、大型トラクタ・トレーラの重大事故が相次いで発生し、多数の死傷者を生じていることは誠に遺憾である。これらの事故原因については、現在、関係機関において調査中であるが、事故を惹起した大型トラクタを確認したところ、速度制限装置（いわゆる N R 装置）を取り外している状態又は機能しないように変更している状態（以下「速度制限装置の取り外し状態」という。）のものがあることが判明した。

かかる状態にかんがみ、継続検査等の際における速度制限装置の機能確認をより適切に行うため、別添のとおり速度制限装置の機能確認方法を取りまとめたので、この旨関係者に周知し、平成 9 年 4 月 1 日以降の継続検査等からこれを参考として検査を適切に実施されたい。

また、速度制限装置が既に装着されている大型トラクタについて、速度制限装置の取り外し状態で今後使用するため、又は保安基準緩和認定を受けた大型トラクタ及びトレーラについて保安基準緩和認定が失効する等により保安基準内で今後使用するため、使用者から、自動車検査証の記入の申請があった場合には、下記に留意して処理されたい。

記

1. 速度制限装置の取り外し状態により使用するための自動車検査証の記入の申請があった場合

(1) 速度制限装置が装着されていることにより「連結車両の走行性能について」（昭和 46 年 11 月 1 日 自車第 651 号、以下「走行性能通達」という。）中第 3 項の規定の適用により連結車両総重量を算定した大型トラクタについて、速度制限装置の取り外し状態で使用することとして自動車検査証の記入申請があった場合には、必要な書面（注）の提出を求める等して、次の第 1 号及び第 2 号に留意して、保安基準への適合性の判断を行い、支障のない場合には、走行性能通達中第 1 項の規定を適用して連結車両総重量を算定することができるものとする。

- ① 自動車検査証の記入申請があった大型トラクタと連結して運行することが可能であるトレーラ（大型トラクタの使用者と同一の使用者が使用しているトレーラを指す。）の全てについて、走行性能通達中第 1 項の規定を適用して算定した連結車両総重量であっても連結して運行する能力があることを確認すること。

なお、この検討により、走行性能が満足しないと判断した場合には、当該トレーラの自動車検査証の備考欄に記載しているけん引自動車の車名及び型式から、該当するトラクタの車名及び型式を記入申請により削除するよう使用者を指導すること。

- ② 速度制限装置の取り外し状態により大型トラクタの最高速度が上がることとなることから、その

最高速度に応じた保安基準への適合性を以下の項目について改めて検討し、適合していることを確認すること。

この場合において、当該大型トラクタとトレーラとを連結した状態についても検討が必要な条項があるので留意されたい。

1) タイヤ負荷率（保安基準第9条関係）

最高速度によりタイヤ負荷率が変化するので、J A T M A Y E A E B O O Kを参考に判断すること。

2) 最高速度が80km/h以上となる場合

ア 単車の状態における制動能力（保安基準第12条）

イ 連結状態における制動能力（保安基準第13条）

（注）保安基準の適合性の判断に必要な書面

- ① 速度制限装置の取り外し状態の場合の大型トラクタの最高速度等
- ② 当該大型トラクタにより連結して運行することが可能であるトレーラ（大型トラクタの使用者と同一の使用者が使用しているトレーラを指す。）の全てのトレーラ一覧
- ③ 同上トレーラの自動車検査証の写し
- ④ 保安基準に適合していることを証する書面

(2) (1) の場合において、自動車検査証の記載事項のうち、最大積載量（第五輪荷重）に変更がある場合には保安基準に適合しなくなるおそれがあると認め構造等変更検査を命じて処理するものとする。

2. 保安基準緩和認定を受けている大型トラクタ又はトレーラの最大積載量を変更する場合

車両総重量、軸重及び隣接軸重に係る項目の保安基準緩和認定を受けている大型トラクタ又はトレーラについて、保安基準緩和認定が失効する等により保安基準内で使用することとなった場合には、保安基準に適合する範囲内における最大の値を最大積載量（大型トラクタにあっては、第五輪荷重）として算定することができるものとする。

最大積載量（大型トラクタにあっては、第五輪荷重）に変更がある場合には、保安基準に適合しなくなるおそれがあると認め構造等変更検査を命じて処理するものとする。

2. 速度制限装置の機能確認に係る指定自動車整備事業者に対する指導について

業務連絡第34号の2（車）
業務連絡第15号の2（整）
平成9年3月24日

近畿運輸局整備部整備課長
近畿運輸局整備部車両課長

「速度制限装置が装着された大型トラクタの速度制限装置の機能確認等について」（平成8年12月27日付け自技第241号・自整第237号）に基づき、継続検査等を適切に実施するため、指定自動車整備事業者に対し、別紙（1）の「NR装置機能確認手法」を参考にして指導する他、機能確認後の措置として、別紙（2）の例により、指定整備記録簿の余白部に「NR装置不要」または「NR装置機能確認済」のいずれかを記載するよう指導をお願いします。

なお、今般の通達の運用に係る研修・講習会の講師派遣方要請があった場合は、積極的に協力するよう、各陸運支局担当課長あて指示しております。

別紙（2）

NR装置 不 要 機能確認済

	前 照 灯		前 部 霧 灯	警 音 器	依頼者の依頼事項
N kg 取 付 高 さ N/kg %	右	左	cd	聴覚・テスト デシベル	
			速度計の誤差	定常走行騒音	
	cm	cm	+・- km/h	聴覚・テスト デシベル	
N kg 光 N/kg %	下	下	指示針の振れ km/h	排 気 騒 音	目視等による検査 構造 ☐ 最低地上高 ☐ 最大安定傾斜角度 ☐ 最小回転半径 装置 ☐ 乗車装置及び物品積載装置 ☐ 前面ガラスその他の窓ガラス ☐ 騒音防止装置 ☐ ばい煙等の発散防止装置 ☐ 灯火装置及び反射器 ☐ 警報装置 ☐ 指示装置 ☐ 視野を確保する装置 ☐ 走行距離計その他の計器 ☐ 防火装置 ☐ 内圧容器及びその附属装置 ☐ その他

年月日	初度登録(検査)年月	自 動 車 の 種 別	用 途	自家用・事業用の別	車 体 の 形 状	車 名
月 日	年 月	普通・小型・軽		自家用・事業用		
載 量	車 両 重 量	車 両 総 重 量	車 台 番 号		原 動 機 の 型 式	
kg	kg	kg				
総排気量又は定格出力	燃 料 の 種 類	型 式 指 定 番 号	類別区分番号	自動車検査証の有効期間	点検又は分解整備時の総走行距離	そ の 他
Kw	ガソリン・軽油・LPG・その他			年 月 日	km	
ℓ				年 月 日		
依頼者(使用者)の氏名又は名称			実 施 者	月/日	検 査 の 年 月 日	
			受	/	年 月 日	

N R 装置機能確認手法

確認	平成 年 月 日	検査員氏名		自動車登録番号	
車名		型式		原動機型式	
最大積載量 (けん引重量)		kg		連結車両総重量 (GCW)	
(第5輪荷重)		() kg		(車両総重量) () kg	

(注) 第5輪荷重が10,000kg以下の場合には、NR確認は不要である。

(1) 検査証により第5輪荷重が10,000kgを超えていることを確認する。 超えている →(2)へ

(2) 次のいずれかの方法によりNR装置装着車両であるか確認する。

① 原動機型式から原動機出力を確認(マニュアル本 P9 参照)し、GCW と原動機出力の数値から連結車両総重量簡易算定グラフ(マニュアル本 P38参照)の交点を求め、その交点と同グラフ(第3項の式(60km/h))線より上部にあるか、又は(第1項の式)線に接しているか確認する。(マニュアル本 P3 参照)

(原動機出力 PS)
 -△-線に接する→NR確認は不要
 -■-線より上部→(3)へ

② 車両型式からNR装置がメーカー装着車両か確認(マニュアル本 P23参照)し、GCW が1(1)式または、3(1)式のいずれに該当するか確認する。

1(1)式に該当 →NR確認は不要
 3(1)式に該当 →(3)へ

(3) NR装置が必要な車両であり、下記のいずれかの方法により一定以上の速度が出ていないことを確認する。(マニュアル本 P4参照)

運行記録計の記録紙による検査	検査前2週間以内の範囲のグラフ1枚により、最高速度を確認する。 (速度が一定以上(50km/h又は60km/h)上っていないこと。) ※グラフで確認した最高速度() km/h	一定以下 →適合 否 →(4)へ
無負荷検査(制限装置が機械式に限る)	クラッチを切ったまま変速機を最速档にし、7クセルを踏み込み原動機の回転が制限されることを確認する。(型式「KC-」及び型式「W-」の一部は当該方法による検査不能) ※原動機の回転が制限された時の回転数() rpm	制限される→適合 否 →(4)へ
スピードメーターによる検査	後々軸のジャッキアップ、フリーローラー付スピードメーターテスト、後々軸のパーライスカット等の方法により、速度が一定以上(50km/h又は60km/h)、上昇しないことを確認する。(一部の車種は当該方法による検査不能) ※一定以上、上昇しなくなった時の速度() km/h	上昇せず →適合 否 →(4)へ
実走行検査	高速道路等において、実走行を行い確認する。(速度が一定以上(50km/h又は60km/h)上昇しないこと。) ※一定以上、上昇しなくなった時の速度() km/h	上昇せず →適合 否 →(4)へ

(4) NR装置が装着されていないことから、「保安基準不適合」となり、次のいずれかの措置が必要になる。

(a) NR装置の機能を復元させる場合
 ・ NR装置の機能の再確認を行う。

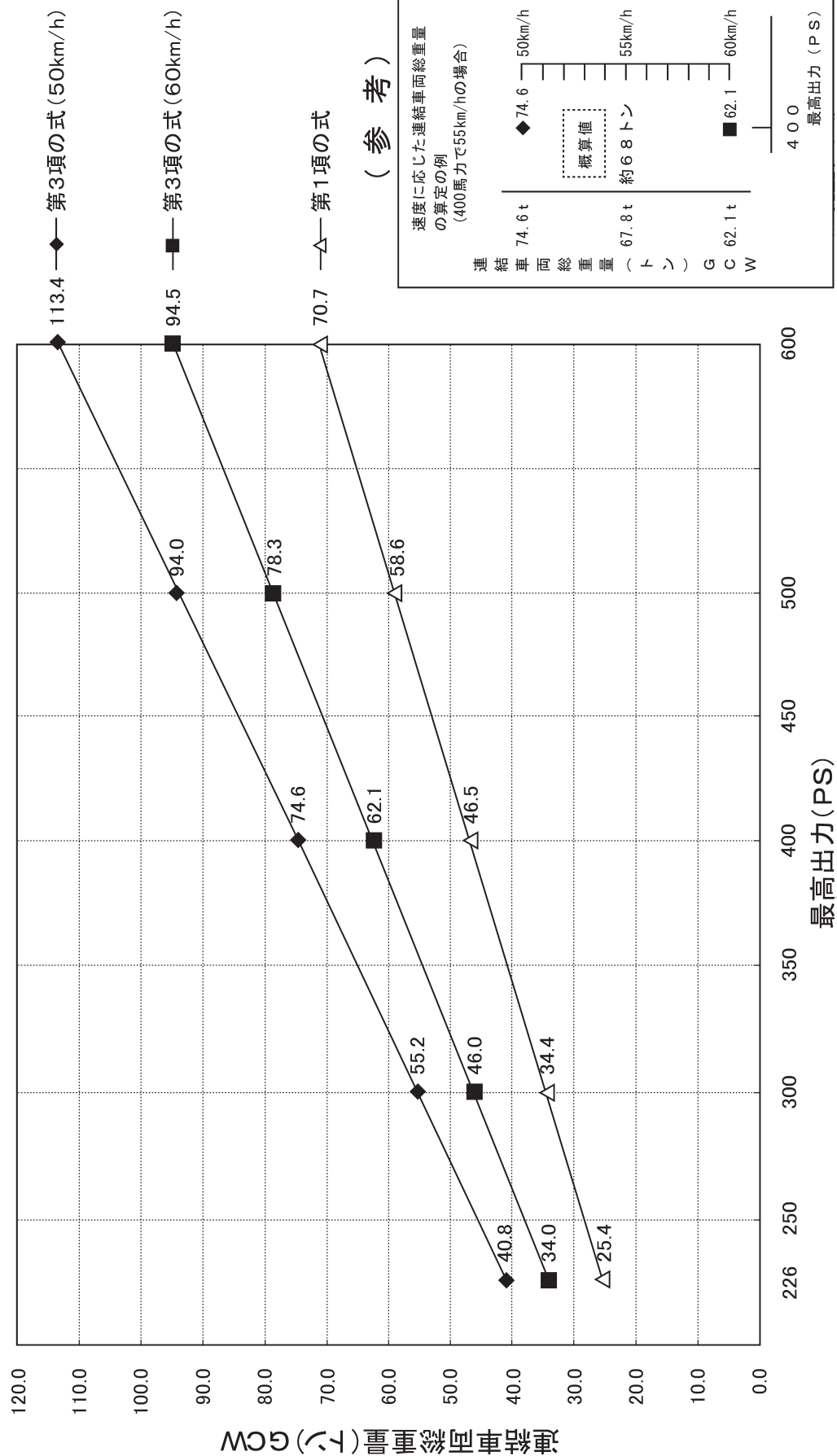
(a) 再確認後適合

(b) NR装置の機能を復元させない場合
 ・ 自動車検査証の記載事項の変更をしなければならない。
 この場合、変更に伴うトラクタ、トレーの連結状態による保安基準への適合性の検討が必要になる。(マニュアル本 P2及び P82参照)
 また、トラクタ及びトレーに構造変更検査が生じる場合がある。
 更に、トラクタ又はトレーの保安基準緩和事項に変更が生じた場合、保安基準緩和の認定を取り直す必要がある。

(b) 手続き完了後適合

※検査証備考欄に速度制限装置の有無を記入する場合は委任状等が必要である。

連結車両総重量簡易算定グラフ



3. 土砂等運搬大型自動車に取り付ける自重計に関する 取扱いについて（抜粋）

自 貨 第 66 号
自 車 第 229 号
昭和43年3月15日
自 動 車 局 長

（前文略）

法（土砂等を運搬する大型自動車による交通事故防止等に関する特別措置法 昭和42年法律第131号）
第3条の規定に基づく届出及び当該大型自動車の検査等に関して下記により取り扱われたい。

記

1. 法第3条の規定に基づく申請又は届出（以下「申請等」という。）を行なう者については、輸送課において、当該申請等を受理する際、使用者に当該大型自動車に係る自重計技術基準適合証の提示を求めるとともに、法第3条の表示番号に指定にあたっては当該表示番号を自重計技術基準適合証の該当欄に記入すること。
2. 土砂等運搬大型自動車について、道路運送車両法（以下「車両法」という。）第58条、第62条、第63条、第64条及び第67条第2項の検査を実施する場合には、検査担当課において次の事項を実施すること。
 - （1）車両法第58条の新規検査以外の検査を行なう際、使用者に当該大型自動車に係る自重計技術基準適合証の提示を求めること。
 - （2）呈示された現車について、自重計の取り付けの有無を確認すること。

なお、上記に伴い車両法第78条の自動車分解整備事業者が定期点検整備を実施するときは、現車について自重計の取り付けの有無について確認するよう指導されたい。

（参考）

上記2.（1）（2）の確認をしたときは、保安基準適合証余白及び指定整備記録簿余白にその旨の押印等を行っておくこと。（P229 参照）

※道路運送車両法改正による読み替え

自動車分解整備事業者 → 自動車特定整備事業者

別記様式

有効期限	令和 年 月 日まで
------	---------------------

自重計技術基準適合証

使用者の氏名又は名称

使用者の住所

修理事業者等の氏名又は名称

修理事業者等の住所

印

次の大型自動車に取り付けられた自重計が、「土砂等運搬大型自動車に取り付ける自重計の技術上の基準を定める省令」の技術基準に適合していることを証明する。

点検等の年月日 令和 年 月 日

点検等を行なった者の氏名

印

自動車登録 番号（又は 車台番号）		表示番号		自重計の製 造事業者名 及び型式	
-------------------------	--	------	--	------------------------	--

（日本産業規格A列5番）

- 注（1） 自動車登録番号（又は車台番号）の欄には、道路運送車両法第10条の自動車登録番号又は同法第29条第1項の車台番号を記入すること。
- （2） 表示番号の欄には、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第3条の規定により指定を受けた表示番号を記入すること。表示番号の指定を受けていない自動車にあっては、記入しないこと。

「土砂等運搬大型自動車に取り付ける自重計に関する取り扱いについて」の細部取扱いについて

国自整第 3 5 6 号

平成 29 年 3 月 13 日

自動車局整備課長

土砂等運搬大型自動車に装着されている自重計については、「土砂等運搬大型自動車に取り付ける自重計に関する取り扱いについて」（昭和 43 年 3 月 15 日付、自貨第 66 号、自車第 229 号）により、検査担当部署において検査時に自重計技術基準適合証を確認しているところですが、当該通達中、記 2（1）については、平成 29 年 4 月 1 日より下記のとおり取扱うこととし、記 2（2）については独立行政法人自動車技術総合機構に自重計の有無の確認を別添のとおり依頼しましたので、了知いただくとともに、適切に処理願います。

記

1. 有効な自重計技術基準適合証を確認した旨が記載された保安基準適合証の提出により、自重計技術基準適合証の提示に代えることができる。
2. 有効な自重計技術基準適合証が提示されなかったときは、使用者に対して、自重計の取付け及び 1 年ごとに計量法上の修理事業者等が行う点検を受けるよう指導したうえで、自動車検査証を返付する。

4. 速度抑制装置について

1. 適用範囲及び適用時期

大型貨物自動車については、平成13年8月の道路運送車両の保安基準の改正により、平成15年9月1日から速度抑制装置の装着を義務付けることとしています。

この義務付けについては、現在使用過程にある自動車の一部にも適用することとしています。このため、今般、使用過程車のうち速度抑制装置の装着義務付けの適用を除外するもの及び適用されるものに対する義務付けの適用期日について、「道路運送車両の保安基準第二章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示」の改正により、別紙のとおり規定しました。

なお、装着義務付けが適用される自動車については、平成14年8月以降の検査の際に、自動車検査証の備考欄に適用期日が記載されます。

2. 速度抑制装置の装着を免除する基準の緩和

大型貨物自動車の中には、離島に使用の本拠を置き離島以外の道路を運行しないものや、ダンプ車、ミキサー車、塵芥車等の一部に、一定の用途に限って使用されるため高速道路を走行しないものがあります。

このため、「道路運送車両の保安基準第55条第1項に規定する国土交通大臣が定めるものを定める告示」及び通達の改正により、別紙のとおり、離島に使用の本拠を置く自動車、最高速度が100km/h以下の自動車については、使用の本拠である離島の道路以外の道路を運行しないこと、高速道路を運行しないことをそれぞれ制限事項として、速度抑制装置の装着を免除する基準の緩和を行うことができることと規定しました。

3. 速度抑制装置の装着を行う者

速度抑制装置の装着を行う者は、その装着が確実に行えることが必要です。そのためには、①装着が標準改造要領書に従い確実に行えること、②原動機の調整・確認が確実に行えること、③電子式の速度抑制装置を装着する自動車については速度抑制装置の装着を電子機器の交換により行うため装着前の機器を確実に回収できること等が必要であることから、自動車メーカーの指定する整備事業者とすることとしています。

1. 適用範囲及び適用時期

(1) 使用過程車において速度抑制装置の装着を免除される自動車

- 平成6年排出ガス規制に適合するものとして登録されていない自動車であって平成8年3月31日以前に製作された自動車
- NO_x・PM法第12条に規定する窒素酸化物排出自動車又は粒子状物質排出自動車であって初度登録日が平成9年12月31日以前（NO_x・PM法の特種自動車にあつては平成9年8月31日以前）の自動車（NO_x・PM法の基準に適合するものを除く）

(2) 使用過程車の基準適用の時期

自動車の種類		適用期日
適合する排出ガス規制	初度登録年月日	
平成6年排出ガス規制適合車	平成10年1月1日以降	平成15年9月1日以降の最初の検査の日
	平成9年1月1日～ 平成9年12月31日	平成16年9月1日以降の最初の検査の日
	平成8年12月31日以前	平成17年9月1日以降の最初の検査の日
平成10、11年排出ガス規制以降の排出ガス規制適合車	平成15年1月1日以降	平成15年9月1日以降の最初の検査の日
	平成14年1月1日～ 平成14年12月31日	平成16年9月1日以降の最初の検査の日
	平成13年12月31日以前	平成17年9月1日以降の最初の検査の日
上記以外の自動車	平成14年1月1日以降	平成15年9月1日以降の最初の検査の日
	平成11年1月1日～ 平成13年12月31日	平成16年9月1日以降の最初の検査の日
	平成10年12月31日以前	平成17年9月1日以降の最初の検査の日

2. 速度抑制装置の装着を免除する基準の緩和

(1) 基準の緩和ができる自動車

平成15年8月31日以前に製作された自動車であって以下の自動車

- ① 離島（高速道路を有する島及び架橋等により高速道路との道路交通が確保されている島を除く。）に使用の本拠の位置を有する自動車
- ② 高速道路を使用する蓋然性が低いと考えられる最高速度が100km/h以下の自動車

(2) 制限事項

- ① 使用の本拠のある離島の道路以外の道路を運行（整備のための運行を除く。）しないこと。また、使用の本拠のある離島の道路以外の道路を運行しない旨を表示すること。

5. 速度抑制装置の検査方法

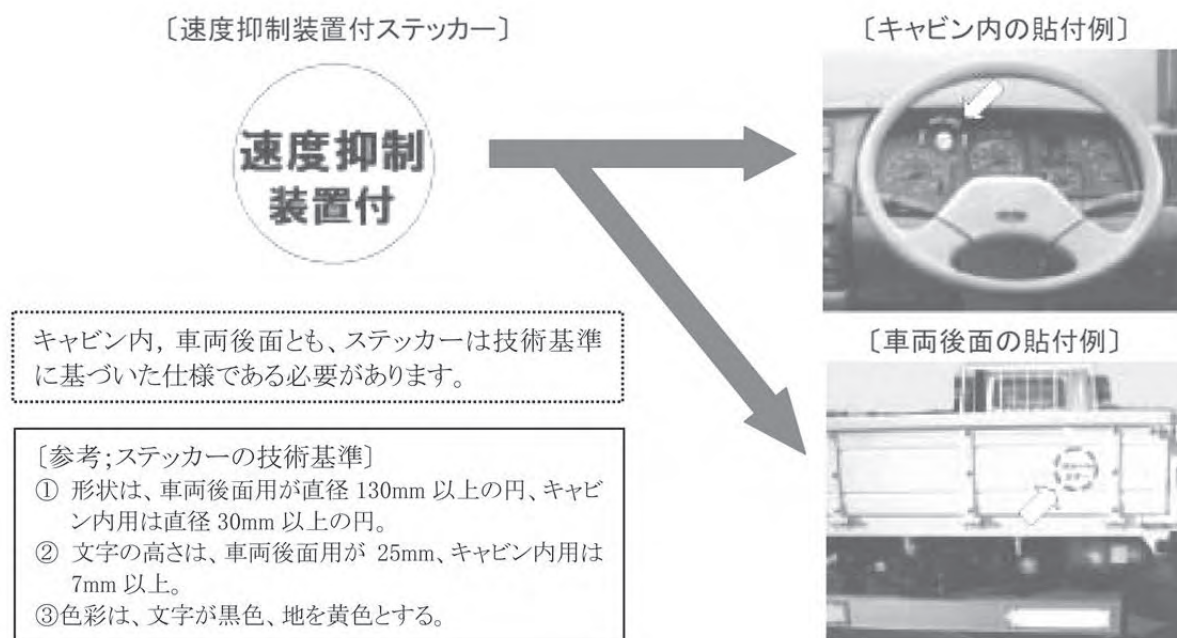
検査の際、速度抑制装置の確認要領は、以下の方法により行います。

- ① 「速度抑制装置付」ステッカーが車両に貼付されていることを確認します。
 - ② 電子式燃料噴射装置（電子ガバナー）車にあっては、「機能確認ランプ」の点滅（点灯）、または「速度抑制装置装着済ラベル」の貼付と「E C U（コントロールユニット）」の封印を確認します。
- また、機械式燃料噴射装置（機械式ガバナー）車にあっては、「速度抑制装置装着済」ラベルの貼付、および「アクチュエーター」の作動を確認します。

1 速度抑制装置付ステッカーの検査要領

キャビン内メータークラスター付近の運転者から見やすい位置と、車両後面の後続車から見やすい位置に「速度抑制装置付」ステッカーが貼付されていることを確認します。

但し、けん引自動車の車両後面にはステッカーの貼付は不要です。



2 電子式燃料噴射装置（電子式ガバナー）車の検査要領

使用過程車に装着した速度抑制装置の確認方法及びE C U搭載位置は下表を参照して下さい。

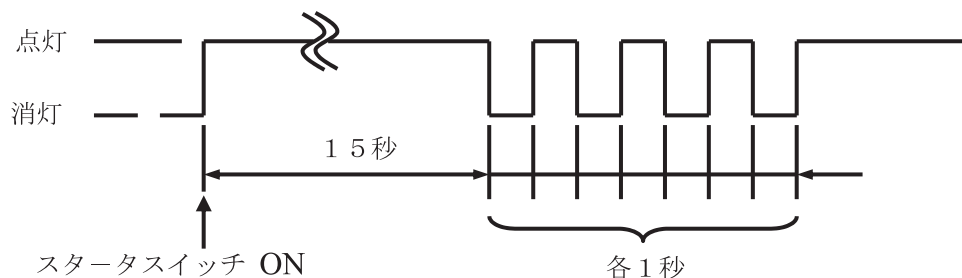
確認方法	いすゞ	日産ディーゼル	日 野	三菱ふそう
機能確認ランプ	全車	多重表示モニター無し車	大型車：02/3 以降生産車 中型車：02/4 以降生産車	——
E C U封印+ラベル (E C U搭載位置)	——	多重表示モニター付き車 (助手席下又はエンジン部)	大型車：02/2 以前生産車 中型車：02/3 以前生産車 (ベッド横、助手席下、助手席後、ダッシュボード内のいずれか)	全車 (ベッド下又はダッシュボード内)

(1)「機能確認ランプ」仕様車

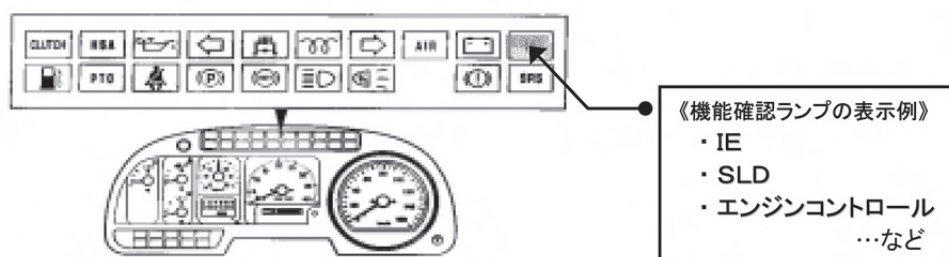
スタータスイッチをOFFからON（エンジン停止状態）にした時にメータークラスターにある「機能確認ランプ」が点滅（または点灯）することで確認します。

〔機能確認ランプの点滅確認例〕

スタータスイッチをON（エンジン停止状態）にした後、下図に示すように1.5秒後より1秒間隔で3回点滅することで確認します。



〔機能確認ランプの表示例〕



なお、「機能確認ランプ」の位置や表示方法は、各自動車メーカー、各車型によって異なりますので、具体的な「機能確認ランプ」の確認要領は、7-4項をご覧ください。

(2)「機能確認ランプ」なし車（コントロールユニット封印仕様車）

「速度抑制装置装着済」ラベルの貼付と「ECU（コントロールユニット）」の封印を確認します。

〔速度抑制装置装着済ラベル〕

- 1) 運転席側ドアストライカー付近に「速度抑制装置装着済」ラベルが確実に貼付されており、ラベルに記入されている車台番号が、車両の車台番号と一致していることを確認します。剥されたり、無くなっていた場合は、次の方法により速度抑制装置の機能が正常であることを確認し、ラベルを作成し貼付します。

- ・ 速度抑制装置装着済ラベル又は装着証明書とコントロールユニットに記載されているコントロールユニットシリアルナンバー及び車台番号が一致していれば機能は正常です。

- 2) 速度抑制装置の機能が異常の場合は、修理します。

〔速度抑制装置装着済ラベル〕



〔ラベル貼付例〕

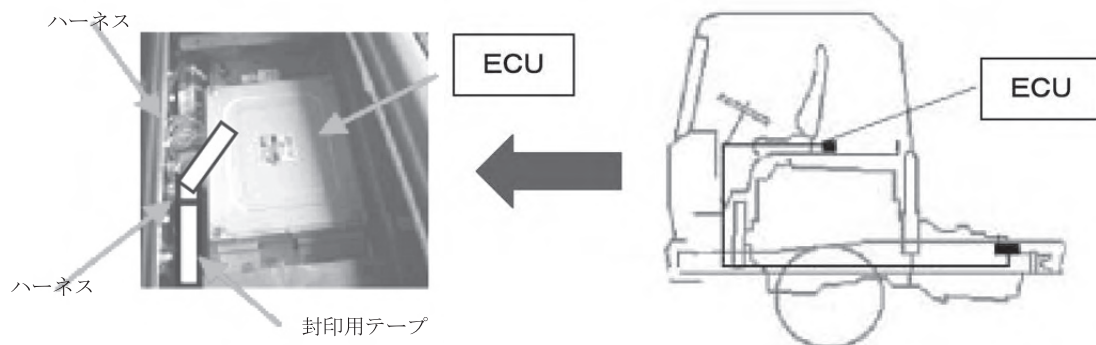


〔ECU（コントロールユニット）〕の封印

- 1) ECU（コントロールユニット）のハーネスコネクタ部の封印が確実に行われていることを確認します。剥されたり、無くなっていた場合は、次の方法により速度抑制装置の機能が正常であることを確認し、封印を行います。
 - ・速度抑制装置装着済ラベルとコントロールユニットに記載されているコントロールユニットシリアルナンバーが一致していれば機能は正常です。
- 2) 速度抑制装置の機能が異常の場合は、修理します。

〔封印の例〕

〔ECU（コントロールユニット）の搭載位置例〕



《封印確認方法の例》

ベッドマットを外し、ECU（コントロールユニット）のハーネスコネクタ部の封印テープを確認します。（上記の例の車種の場合の封印確認方法例）

なお、ECU（コントロールユニット）の搭載場所や封印の確認方法は、各自動車メーカー、各車型によって異なりますので、各社編をご覧ください。

3 機械式燃料噴射装置（機械式ガバナー）車の検査要領

「速度抑制装置装着済」ラベルの貼付と「アクチュエーター」の作動を確認します。

〔速度抑制装置装着済ラベル〕

- 1) 運転席側ドアストライカー付近に「速度抑制装置装着済」ラベルが確実に貼付されており、ラベルに記入されている車台番号が、車両の車台番号と一致していることを確認します。剥されたり、無くなっていた場合は、次の方法により速度抑制装置の機能が正常であることを確認し、ラベルを作成し貼付します。
 - ・速度抑制装置装着済ラベル又は装着証明書とコントロールユニットに記載されているコントロールユニットシリアルナンバー及び車台番号が一致しており、標準改造要領書通りに封印が行われていれば機能は正常です。
- 2) 速度抑制装置の機能が異常の場合は、修理します。

〔速度抑制装置装着済ラベル〕

〔ラベル貼付例〕

速度抑制装置装着済	
コントロールユニット シリアルナンバー	AVG0S20BB 1234
車台番号	***** *****

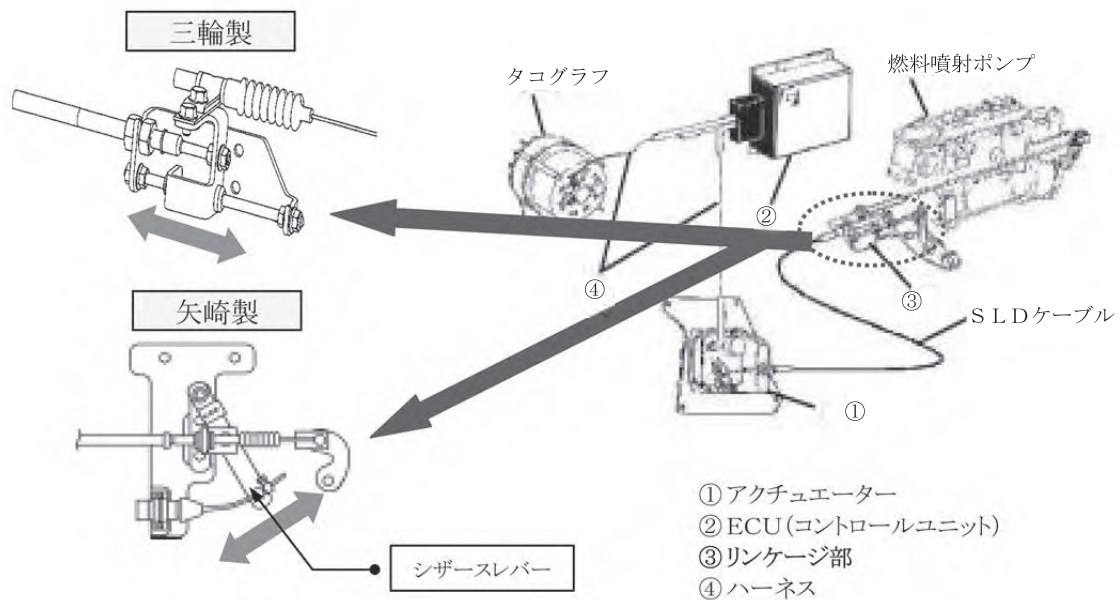


〔アクチュエーターの作動〕

スタータースイッチをOFFからON（エンジン停止状態）にした時に、アクチュエーターが作動して、リンケージ部のリンクが動くことを確認します。

アクチュエーターの作動に異常が有る場合は、修理します。

〔アクチュエーターとリンケージ部（確認部位）〕



《作動確認方法》

■三輪製

スタータースイッチをOFFからONにした時に、リンケージがスライドして戻ることを確認します。（スライドするストローク量は約5mm 程度です）

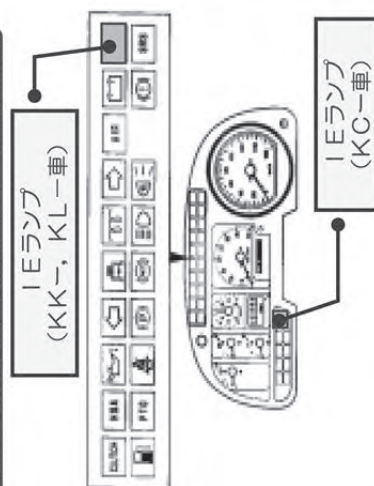
■矢崎製

あらかじめリンケージ部・シザースレバー（またはアクチュエーター・レバー）を手で動かしておき、スタータースイッチをOFFからONにした時に、シザースレバーが戻ることを確認します。

〔参考〕 いすゞ車編

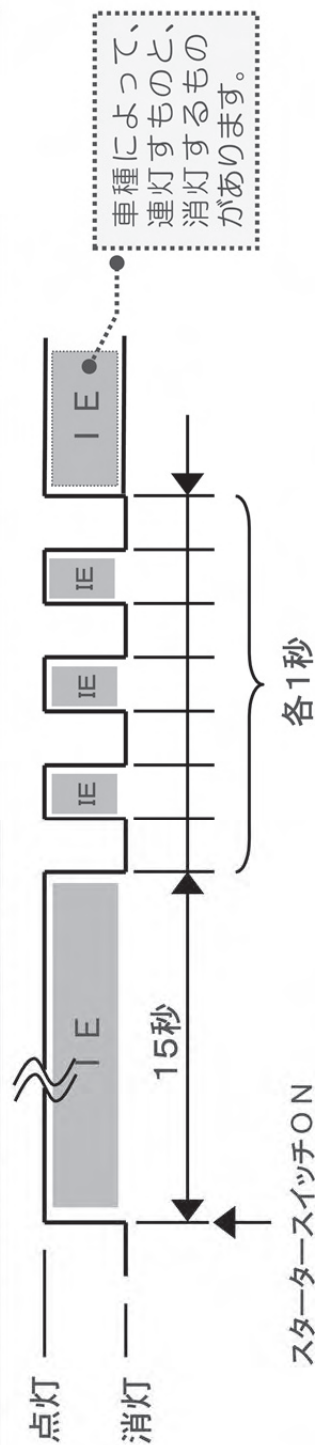
◆ I Eランプ車

機能確認ランプの配置



ランプの表示方法 (確認方法)

スタータースイッチをONにした後、15秒後より1秒間隔で3回点滅することで確認します。



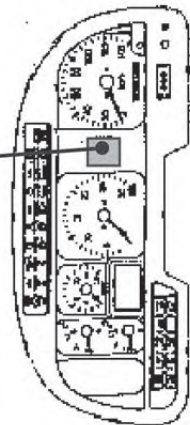
なお、エンジン制御システムなどに故障がある場合は、I Eランプが「連灯」のままとなります。SLDの機能確認ができませんので、故障等を修理してから、再確認してください。

〔参考〕いすゞ車編

◆マルチディスプレイ車

機能確認ランプの配置

マルチディスプレイ



メータークラスター (例)



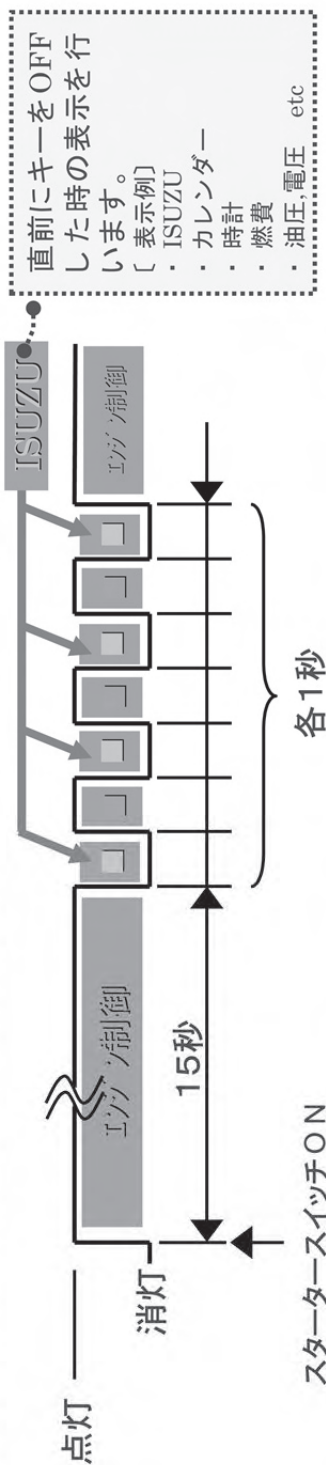
マルチディスプレイ
(機能確認ランプ)

交互
点灯



ディスプレイの表示方法 (確認方法)

スタースイッチをONにした後、15秒後より1秒間隔で「エンジン制御」表示が3回点滅表示することで確認します。

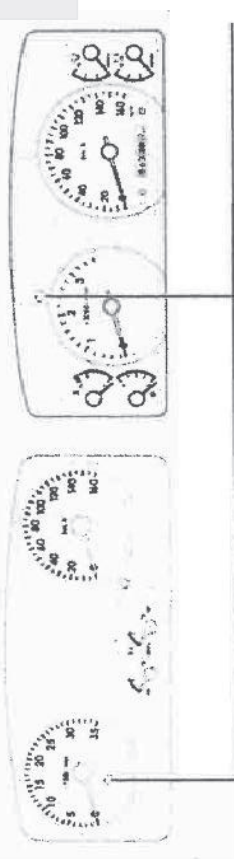


なお、エンジン制御システム等に故障がある場合などは、故障・警告表示のままとなります。故障等を修理してから、再確認してください。また、燃料の量が少ない時や、キャブ・ポンプの空気が低い時は、「燃料補給」あるいは「キャブ」の表示が交互に表示され、機能確認ができません。燃料を補給するか、エンジンを上げてから、再度確認してください。

〔参考〕 いすゞ車編（ランプの確認方法）

機能確認ランプの配置

【ギガフォワード(4インチモニター)】 【フォワード (2.4インチモニター)】



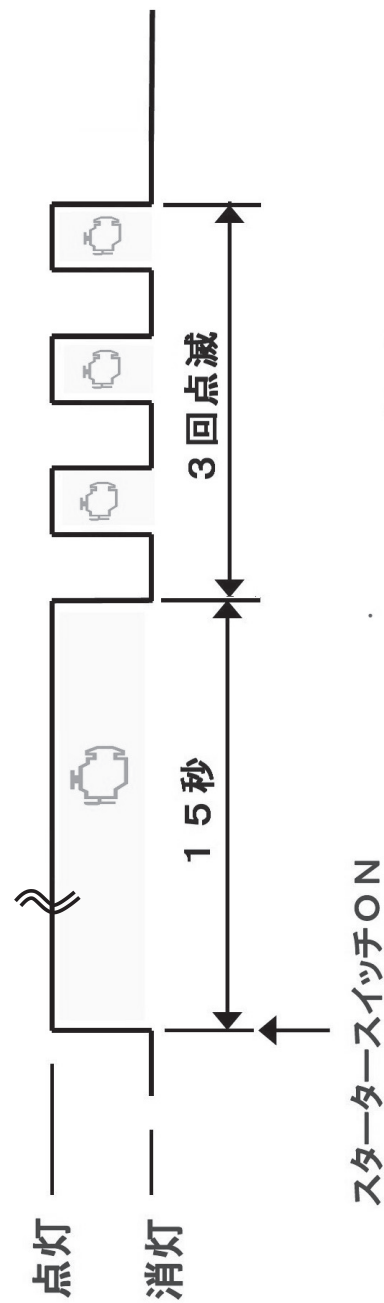
エンジン制御警告灯
(機能確認ランプ)



点滅(橙色)

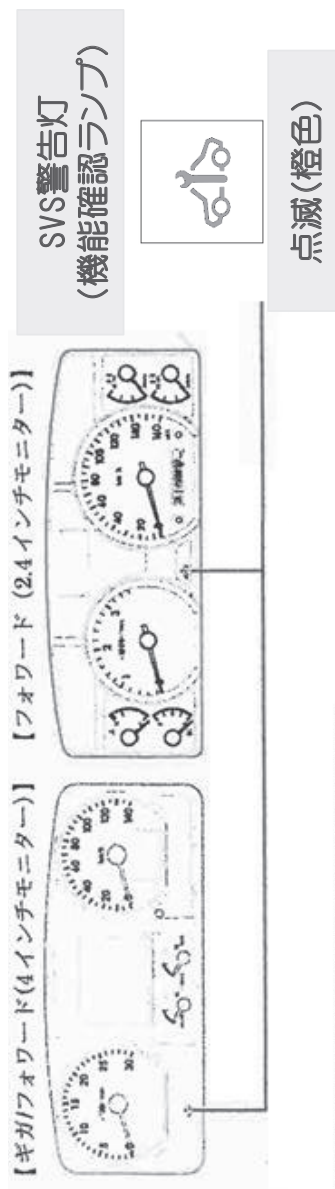
ディスプレイの表示方法（確認方法）

スタータースイッチをON位置にした際、エンジン制御警告灯(橙色)が15秒点灯後に3回点滅して消灯することを確認します。



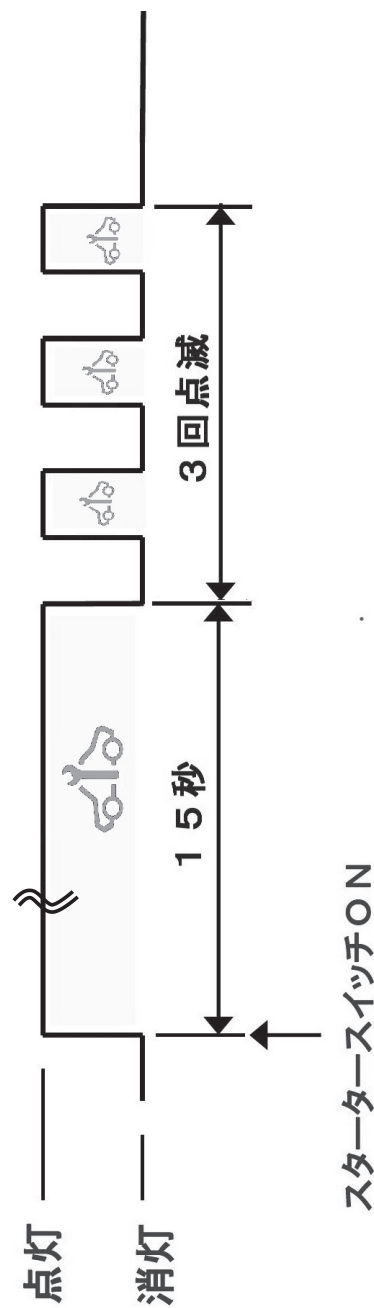
〔参考〕 いすゞ車編（ランプの確認方法）

機能確認ランプの配置



ディスプレイの表示方法（確認方法）

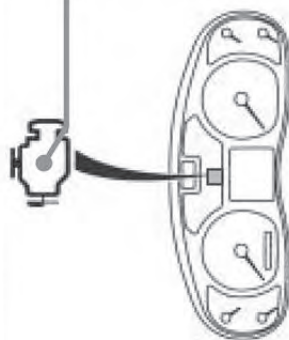
スタータスイッチをON位置にした際、SVS警告灯（橙色）が15秒点灯後に3回点滅して消灯することを確認します。



〔参考〕三菱ふそう車編

◆大型車

機能確認ランプの配置



機能確認ランプ

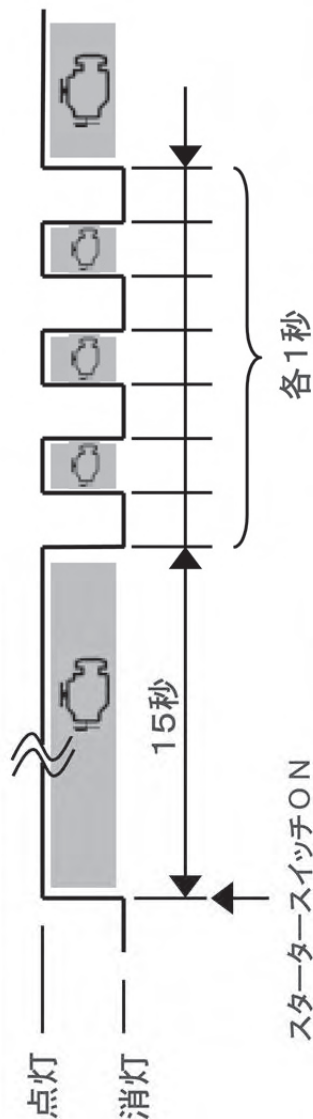
03年3月以前の生産車は、機能確認ランプがありません。
(封印仕様)



メータークラスタ

ランプの表示方法(確認方法)

スタータースイッチをONにした後、15秒後より1秒間隔で3回点滅することで確認します。



なお、エンジン制御システム等に故障がある場合は、機能確認ランプが「連灯」のままとまります。SLDの機能確認ができませんので、故障等を修理してから再確認してください。

〔参考〕三菱ふそう車編

◆中型車

機能確認ランプの配置

標準車



機能確認ランプ



点滅(橙色)

02年11月以前の生産車については、標準車は機能確認ランプがなく、マルチディスプレイ車は「SLD」と表示しません。(封印仕様)

マルチディスプレイ車

SLD

マルチディスプレイ
(機能確認ランプ)

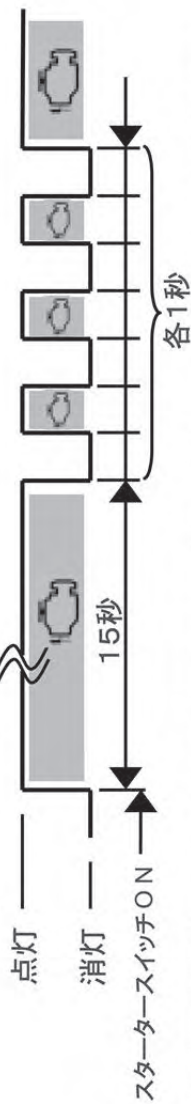


「SLD」表示点灯

ランプの表示方法(確認方法)

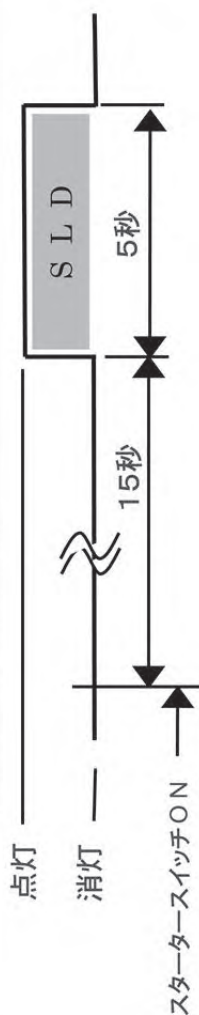
標準車

スタータースイッチをONにした後、15秒後より1秒間隔で3回点滅することを確認します。



マルチディスプレイ車

スタータースイッチをONにした後、15秒後より5秒間「SLD」と表示することを確認します。

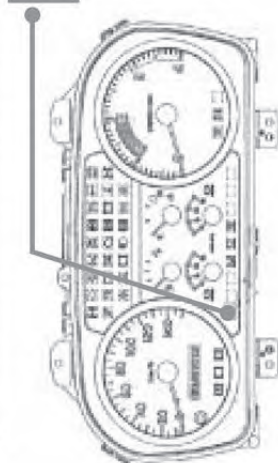


なお、エンジン制御システム等に故障がある場合は、標準車は機能確認ランプが「連灯」のままとなり、マルチディスプレイ車は「エンジン制御」と表示されます。SLDの機能確認ができませんので、故障等を修理していただき、再確認してください。

〔参考〕日野車編

機能確認ランプの配置

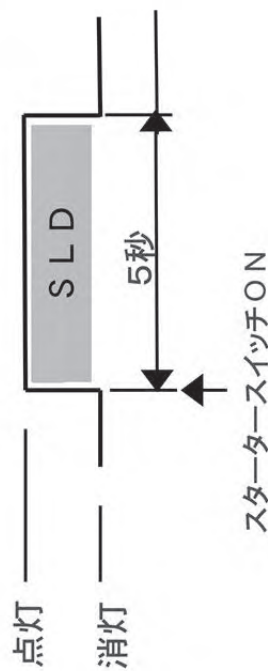
中型車（ランプ表示方式）



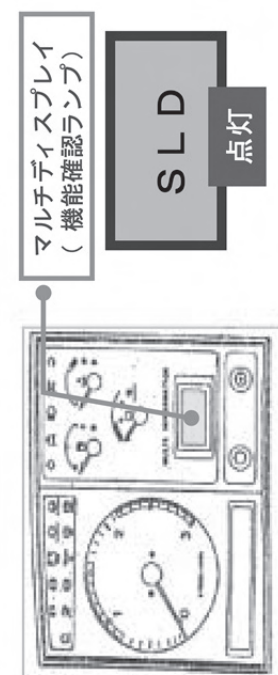
02年3月以前の生産車は、機能確認ランプがありません。
（封印仕様）

ランプの表示方法（確認方法）

スタータースイッチをONにした後、中型車は、5秒間「SLD」ランプが点灯することで確認します。
大型車は、メータークラスター内のマルチディスプレイに「SLD」と5秒間表示することを確認します。



大型車（多重表示方式）



02年2月以前の生産車は、機能確認ランプがありません。
（封印仕様）

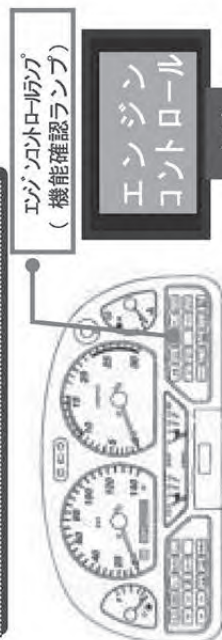
〔大型車の場合〕

なお、多重表示は警告項目を優先表示します。

〔参考〕日産ディーゼルの編

機能確認ランプの配置

既販車



エンジンコントロール
(機能確認ランプ)

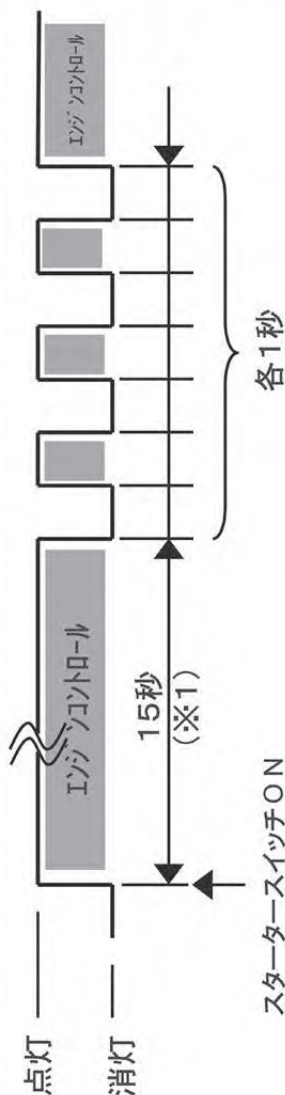
エンジン
コントロール

点滅

既販車のマルチディスプレイ車には、機能確認ランプがありません。(封印仕様)

ランプの表示方法(確認方法)

スタータースイッチをONにした後、15秒後より1秒間隔で3回点滅することを確認します。



〔※1〕

点滅表示するまでの時間は、15秒または始動用補助ヒータの動作終了後5秒経過のどちらか長い時間です。

スタータースイッチON

なお、エンジン制御システムなどに故障がある場合は、エンジンコントロールランプが「連灯」のままとまります。SLDの機能確認ができませんので、故障等を修理してから、再確認してください。

新型型式は下の図の様なパイロットランプに変更されています。

新型車



エンジンコントロール
(機能確認ランプ)

点滅

多重表示モニター
(マルチディスプレイ車)

標準車、マルチディスプレイ車とも同じ機能確認ランプです。

SLDパイロットランプ



キースイッチ"ON"でSLDランプが点灯(約5秒間)しますので、SLD装着の有無を確認して下さい。

速度抑制装置設定速度確認方法手順

使用過程車における速度抑制装置の設定速度確認方法について以下に示します。

当該速度抑制装置装着対象車両は、下記に記載の通りSKシリーズ、ACTROSシリーズとなります。

設定速度の確認は、計器盤の中のディスプレイ上に表示させる事により行います。

1. 対象車両

初度登録が平成8年4月1日以降のメルセデス・ベンツトラックの下記モデル

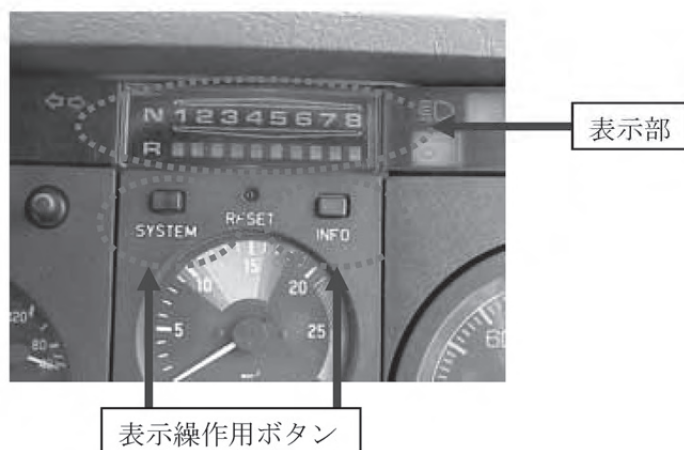
メルセデス・ベンツ SK シリーズ(以下 SK)

メルセデス・ベンツ ACTROS シリーズ(以下 ACTROS)

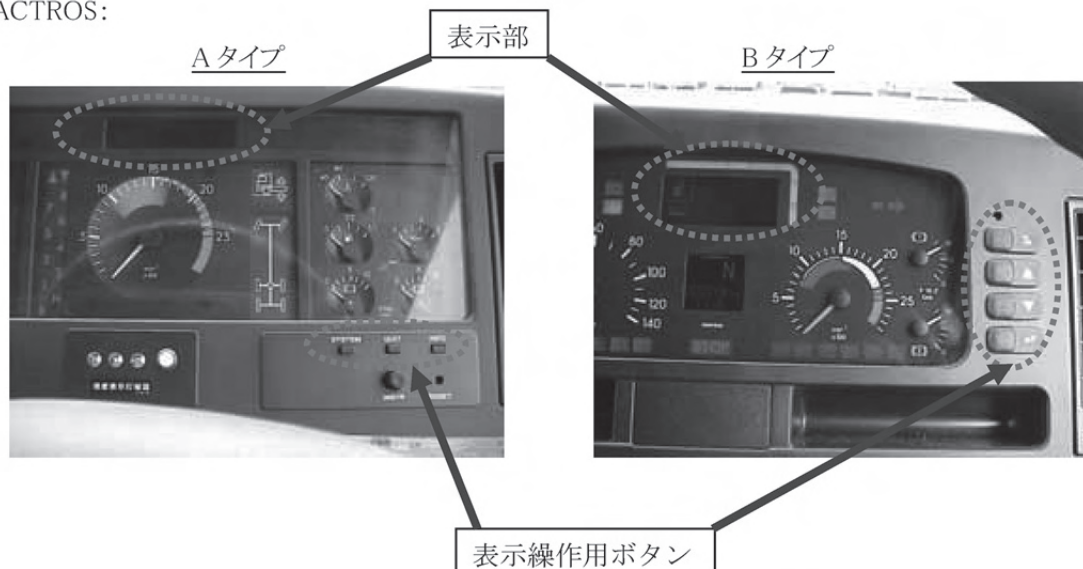
ACTROSには表示及び操作方法が異なる2種類(Aタイプ、Bタイプ)のディスプレイが設定されています。

2. 設定速度の表示ディスプレイ

SK:



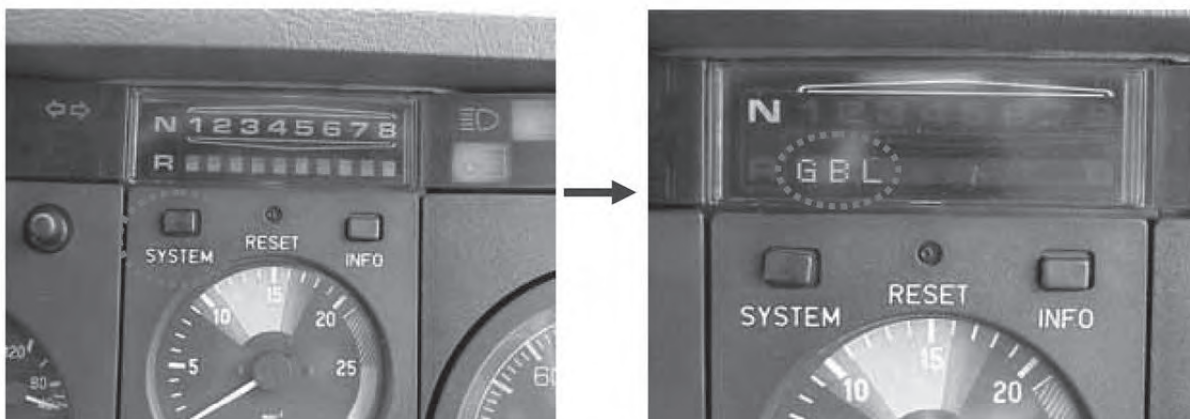
ACTROS:



3. 設定速度表示操作手順

SK:

- ① IG スイッチを ON にし、計器盤上のディスプレイを表示させる
- ② SYSTEM ボタンを数回押し、ディスプレイ上に GBL の文字を表示させる



- ③ INFO ボタンを数回押し、ディスプレイ上に M02 の文字を表示させる
M02 の表示とあわせ設定速度が表示される



設定速度:87km/h の場合の表示

ACTROS:

A タイプ

- ① IG スイッチを ON にし、計器盤上のディスプレイを表示させる
- ② SYSTEM ボタンを数回押し、ディスプレイ上に FMR の文字を表示させる



- ③ INFO ボタンを数回押し、ディスプレイ上に MW05 の文字を表示させる。
MW 05 の表示とあわせ設定速度が表示される



設定速度: 125km/h の場合の表示

B タイプ

- ① IG スイッチを ON にし、計器盤上のディスプレイを表示させる
- ②  ボタン(表示)を数回押しディスプレイ上に Diagnostics の文字を表示させ、▲又は▼ボタン(選択)にて Diagnostics の文字を選択、 ボタン(決定)を押して決定する



- ③ ▲又は▼ボタンにて FR の文字を選択、 を押して決定、▲又は▼ボタンにて Measured values を選択、 ボタンにて決定



- ④ ディスプレー上に MW 01 の文字の表示を確認し、▲又は▼ボタンにて MW 05 の文字を表示させる。MW 05 の表示とあわせ設定速度が表示される



設定速度:90km/h の場合の表示

以上

モデル 9 3 * 速度抑制装置設定速度確認方法手順

アクトロスのモデル 9 3 * (MP2) にて、オンボード操作でスピードリミッタの設定値 (F R 実測値 MW05) を表示させる場合は、下記手順 1, 2 に従ってください。

※ 通常、ダイアグノシス・モードは表示されないようになっています。

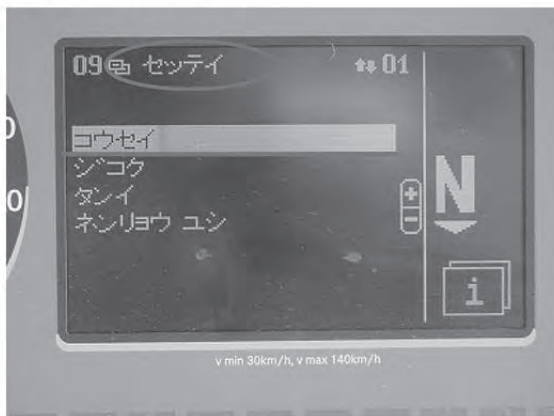
<手順 1> ダイアグノシス・モード表示できるようにする。



1: 基本画面 01 から



2: ハンドル左側のメニューボタンを押す。



3: 「設定」が表示されるまで 2: 手順で画面を送る。「構成」にカーソルがあることを確認する。



4: ハンドル左の上向矢印を押して「構成」のメニューへ入る。



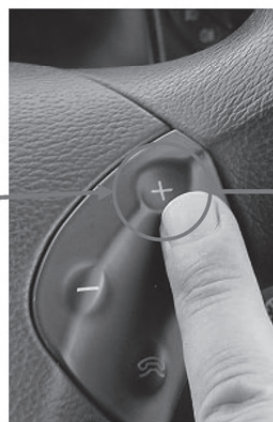
5: 「構成」メニューの 06 が出るまで、



6: 上向矢印ボタンで送る。



7: 設定/構成の中から 06 「故障診断メニュー
の表示」が表示される。

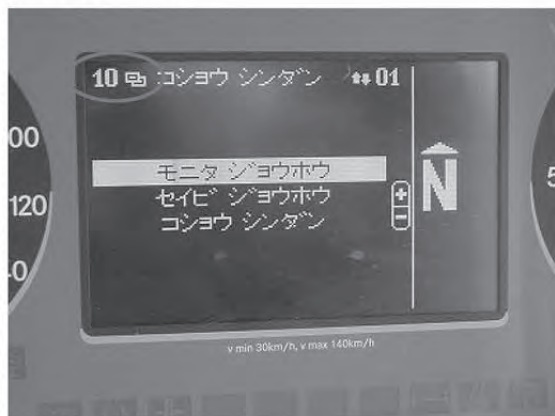


8: ハンドル右側の+ボタンを押して、表示
をオンに変更する。
これで故障診断メニューが表示できるよう
になる。

<手順2> 故障診断モードからFR実測値を表示させる。



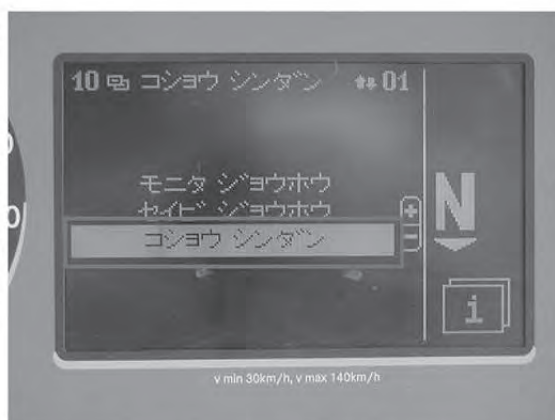
9:メニューボタンで、10「故障診断」までページを送る。



10:故障診断メニューが表示される。



11:ハンドル右の-ボタンを押す。



12:カーソルを「故障診断」にもっていく。



13:上向矢印で「故障診断」に入る。



14:電子システムのリストが表示される。



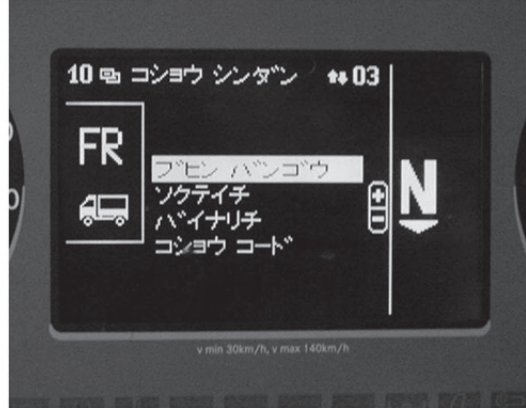
⑮ーボタンを押して、



⑯「FR」にカーソルを持っていく。



⑰上向矢印で「FR」のメニューに入る。



⑱FRのメニューが表示される。



⑲ーボタンを押して、



⑳カーソルを「測定値」へ持っていく。



21: 上向矢印で測定値モードへ入る。



22: 測定値モードに入る。



23: +ボタンを押して、ページを送る。



24: MW05 スピード基準値を表示させる。



25: 確認が終了したらメニューボタンを押す。



26: 基本画面 01 へ戻って終了。

速度抑制装置の検査方法チェックシート

登録番号

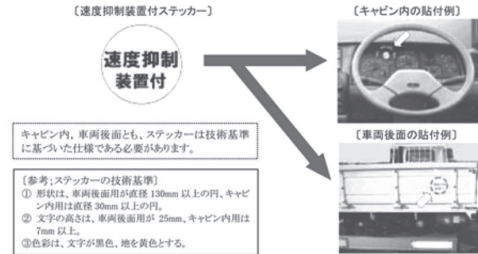
電子式 ①・②or③ 機械式 ①・③・④

【全車共通】

- ①「速度抑制装置付」ステッカーが車両に貼付されているか？
※但し、けん引き自動車(トラクター)は後面のみ貼付不要

※チェック良の場合レをいれる

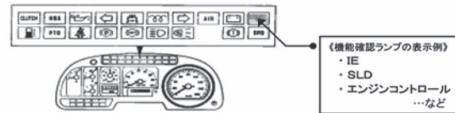
車両後面 ☐
キャビン内 ☐



日産ディーゼル編

【機能確認ランプ仕様車】【電子式】

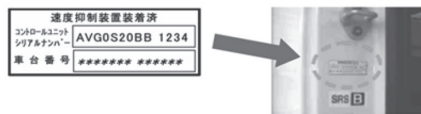
- ②電子式燃料噴射装置(電子ガバナー)車にあっては、「機能確認ランプ」の点滅(点灯)
〔機能確認ランプの表示例〕



P 257~260 いすゞ車編
P 261, 262 三菱ふそう車編
P 263 日野車編
P 264 日産ディーゼル車編
P 265~273 メルセデス・ベンツ車編

【機能確認ランプなし車】【電子式】【機械式燃料噴射装置(機械式ガバナー)車】

- ③速度抑制装置装着済ラベルが貼付(ドアストライカー附近)されているか？
車台番号が現車と一致しているか確認する。



速度抑制装置装着済

コントロールユニット シリアルナンバー	
車台番号	

- ECU(コントロールユニット)の封印がされているか？
〔封印確認方法の例〕

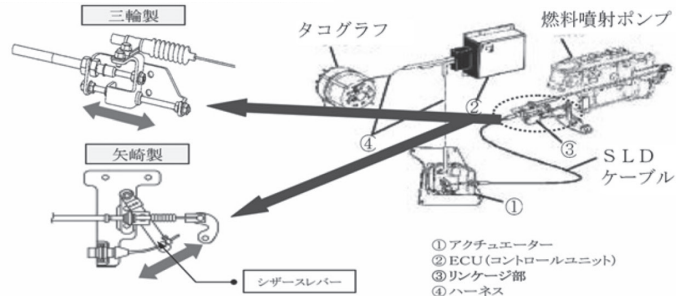
・ベッドマットを取り外し、ECU(コントロールユニット)のハーネスコネクタ部の封印テープを確認します。

・速度抑制装置装着済ラベルとコントロールユニットに記載されているECUシリアルナンバーが一致していれば機能は正常です。

【機械式燃料噴射装置(機械的ガバナー)車】

- ④機械的燃料噴射装置(機械的ガバナー)車のアクチュエーターの作動を確認する。

スタータースイッチをOFFからON(エンジン停止状態)にした時に、
アクチュエーターが作動して、リンケージ部のリンクが動くことを確認します。



《作動確認方法》

■三輪製

スタータースイッチをOFFからONにした時に、リンケージがスライドして戻ることを確認します。
(スライドするストローク量は約5mm 程度です)

■矢崎製

あらかじめリンケージ部・シザースレバー(またはアクチュエーター・レバー)を手で動かしておき、
スタータースイッチをOFFからONにした時に、シザースレバーが戻ることを確認します。

※完成検査の際、適正に検査が実施されていることを確認するため、チェックシートを活用されることが望ましい。

6. 近接排気騒音の測定方法（絶対値規制適用時）

審査事務規程 別添 9

1. 適用範囲

この測定方法は、近接排気騒音の絶対値規制を適用する自動車の近接排気騒音の測定について適用する。

2. 試験自動車の状態

試験自動車は適当な速度で走行することにより十分暖機されている状態であること。

3. 試験機器等の調整等

3.1. 騒音測定装置

3.1.1. 騒音計等

(1) 騒音を測定する装置は、次に掲げるいずれかのものであり、使用開始前に十分に暖機し、その後校正を行った上で使用すること。

① 騒音計は、JIS C 1509-1-2005 クラス 1 によるもの又はこれと同等の性能を有するものであること。

② 音量計は、施行規則第 57 条第 1 項第 4 号に定める技術上の基準に適合しているものであること。

(2) 周波数補正回路の特性は、A 特性とする。

(3) 指示機構の動特性は、「速い動特性 (FAST)」を有する騒音計等にあつては、「速い動特性 (FAST)」とする。

3.1.2. 原動機回転計

原動機回転計は、自動車に備えられたもの以外のものを用いるものとする。

3.1.3. 自動記録装置

自動記録装置を用いる場合には、記録装置の動特性は 3.1.1. (3) に準じた状態とする。

3.2. マイクロホン

騒音計のマイクロホンは、次に掲げる位置及び向きにウインドスクリーンを装着した状態で設置する。

この場合において、マイクロホンの位置とは、マイクロホンの前面の中心の位置をいう。

また、マイクロホンの向きについてその製作者が特に指示する場合はその指示による。

(1) マイクロホンの位置は、排気流の方向を含む鉛直面と外側後方 $45 \pm 10^\circ$ に交わる排気管の開口部の中心を含む鉛直面上で排気管の開口部の中心から（排気管の開口部が上向きの排気管を有する自動車にあつては、車両中心線に直交する排気管の開口部の中心を含む鉛直面上で排気管の開口部に近い車両の最外側から） $0.5 \pm 0.025\text{m}$ 離れた位置（図に示す M_1 （排気管の開口部が上向き（当該開口部の鉛直線に対する角度が 30° 以下のものをいう。）の場合は、図に示す M_2 の位置のことをいう。））で、かつ、排気管の開口部の中心の高さ（排気管の開口部の中心の高さが地上高さ 0.2m 未満の場合は地上高さ 0.2m ）の $\pm 0.025\text{m}$ の位置とする。

(2) 車両の一部が障害物となり、(1) の位置にマイクロホンを設置できない場合は、排気管の開口部の中心から $0.5 \pm 0.025\text{m}$ の距離で、(1) の位置に最も近い設置可能な位置（排気流の影響を受ける位置及び地上高さ 0.2m 未満の位置を除く。）をマイクロホンの位置とする。

(3) (2) に掲げる計測位置にマイクロホンを物理的に設置できない場合にあっては、排気流の方向を含む鉛直面と外側後方 45° に交わる排気管の開口部の中心を含む鉛直面より外側で、かつ、排気管の開口部の中心から 0.5m 以上離れた範囲内において、排気管の開口部の中心の高さで当該計測位置に可能な限り近い位置（地上高さ 0.2m 未満の位置を除く。）にマイクロホンを設置するものとする。

(4) マイクロホンの向きは水平、かつ、排気管の開口部の中心の方向へ向けるものとする。

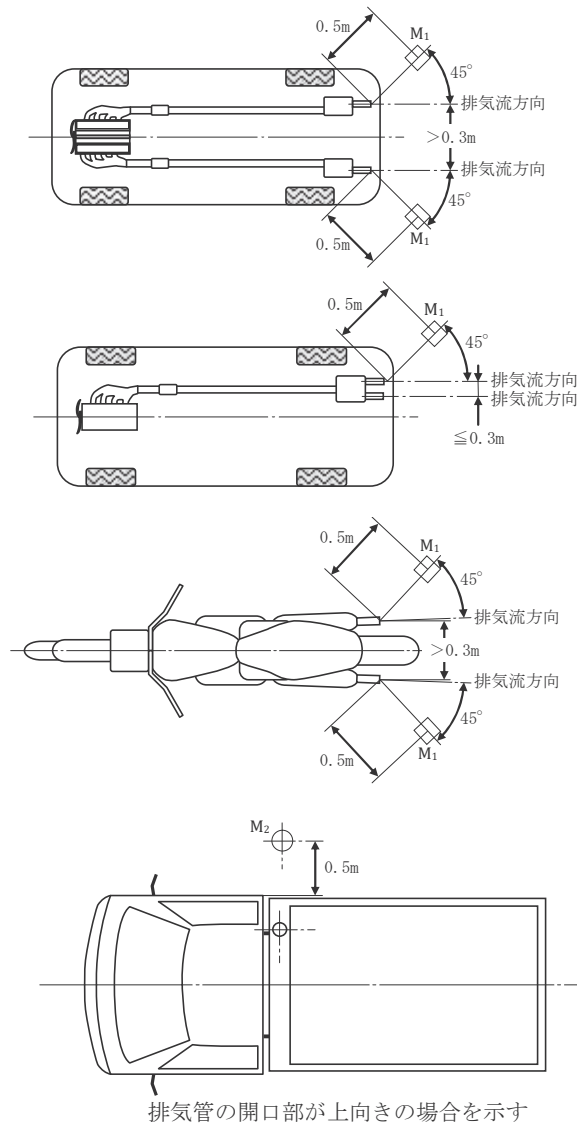
ただし、排気管の開口部が上向きの場合（排気流の方向が当該排気管の鉛直線に対し 30° を超えない程度の傾きを有するものを含む。）は、マイクロホンを上方に向けるものとする。

(5) 排気管の開口部を複数有し、その中心間隔が 0.3m を超える場合は、それぞれの排気管の開口部を計測の対象としてマイクロホンを設置する。

また、排気管の開口部の中心間隔が 0.3m 以下の場合は、最も後方（最も後方の排気管の開口部を複数有する場合は、その外側、最も後方かつ外側の排気管の開口部を複数有する場合は、その上方）の排気管の開口部を計測の対象としてマイクロホンを設置する。

この場合において、排気が漏れている部位は排気管の開口部とみなす。

図



M_1 : 排気流の方向を含む鉛直面と外側後方 $45 \pm 10^\circ$ に交わる排気管の開口部の中心を含む鉛直面上で排気管の開口部の中心から $0.5 \pm 0.025\text{m}$ 離れた位置

M_2 : 車両中心線に直交する排気管の開口部の中心を含む鉛直面上で排気管の開口部に近い車両の最外側から 0.5m 離れた位置を通る鉛直線からの水平距離が 0.025m 以下の位置

4. 測定場所

近接排気騒音の測定場所は、概ね平坦で、車両の外周及びマイクロホンから 2m 程度の範囲内に壁、ガードレール等の顕著な音響反射物がない場所とする。

5. 測定方法等

近接排気騒音の測定は次に掲げる方法により行う。

5.1. 自動車の状態

自動車は停止状態、変速機の変速位置は中立、クラッチは接続状態とする。

ただし、変速機が中立の変速位置を有していない自動車にあっては、駆動輪を地面から浮かせた状態とする。

5.2. 測定方法

原動機を最高出力時の回転数の 75% （二輪自動車及び側車付二輪自動車のうち原動機の最高出力時の回転数が毎分 5000 回転を超えるものにあっては、 50% ）の回転数 $\pm 3\%$ の回転数に数秒間保持した後、急速に減速し、アイドリングが安定するまでの間の自動車騒音の大きさの最大値を測定することにより行う。

なお、原動機の回転数は、回転計（車載の回転計を除く。）により測定する。

5.3. 過回転防止装置を備えた自動車等の取扱い

過回転防止装置を備えた自動車であって、当該装置の作動により原動機の回転数が 5.2. に定める回転数に達しないものについては、過回転防止装置が作動する回転数+0、 -50min^{-1} {rpm} を使用するものとする。

6. 測定値の取扱い

(1) 自動車騒音の大きさの測定は2回行い、1dB 未満は切り捨てるものとする。

(2) 2回の測定値の差が2dB を超える場合には、測定値を無効とする。

ただし、いずれの測定値も基準値を超える場合には有効とする。

(3) 2回の測定値（(4) により補正した場合には、補正後の値）の平均を騒音値とする。

(4) 測定値と暗騒音の差が3dB 以上 10dB 未満の場合には、測定値から次表の補正値を控除するものとする。

ただし、測定値が基準値以下の場合には控除しなくてもよい。 (単位: dB)

測定値と暗騒音の差	3	4	5	6	7	8	9
補正値	3	2		1			

(5) 測定値と暗騒音の差が3dB 未満の場合には、測定値を無効とする。

ただし、測定値が基準値以下の場合には有効とすることができる。

7. 近接排気騒音の測定方法（相対値規制適用時）

審査事務規程 別添 10

1. 適用範囲

この測定方法は、近接排気騒音の相対値規制を適用する自動車の近接排気騒音の測定について適用する。

2. 試験自動車の状態

試験自動車は適当な速度で走行することにより十分暖機されている状態であること。

3. 試験機器等の調整等

3.1. 騒音測定装置

3.1.1. 騒音計等

(1) 騒音を測定する装置は、次に掲げるいずれかのものであり、使用開始前に十分に暖機し、その後校正を行った上で使用すること。

① 騒音計は、JIS C 1509-1-2005 クラス 1 によるもの又はこれと同等の性能を有するものであること。

② 音量計は、施行規則第 57 条第 1 項第 4 号に定める技術上の基準に適合しているものであること。

(2) 周波数補正回路の特性は、A 特性とする。

(3) 指示機構の動特性は、「速い動特性（FAST）」を有する騒音計等にあつては、「速い動特性（FAST）」とする。

3.1.2. 原動機回転計

原動機回転計は、自動車に備えられたもの以外のものを用いるものとする。

3.1.3. 自動記録装置

自動記録装置を用いる場合には、記録装置の動特性は 3.1.1. (3) に準じた状態とする。

3.2. マイクロホン

騒音計のマイクロホンは、次に掲げる位置及び向きにウインドスクリーンを装着した状態で設置する。

この場合において、マイクロホンの位置とは、マイクロホンの前面の中心の位置をいう。

また、マイクロホンの向きについてその製作者が特に指示する場合はその指示による。

(1) マイクロホンの位置は、排気流の方向を含む鉛直面と外側後方 $45 \pm 10^\circ$ に交わる排気管の開口部の中心を含む鉛直面上で排気管の基準点から $0.5 \pm 0.025\text{m}$ 離れた位置で、かつ、排気管の基準点の高さ（排気管の基準点の高さが地上高さ 0.2m 未満の場合は地上高さ 0.2m ） $\pm 0.025\text{m}$ の位置とする。（図 1 及び図 2 参照）

(2) 排気管の基準点は、次に掲げる条件を満たす最も地上から高い点とする。

① 排気管の末端

② 排気管の開口部の中心及び排気管の末端からの排気流軸を含む鉛直面

(3) 車両の一部が障害物となり、(1) の位置にマイクロホンを設置できない場合（マイクロホンの位置が排気管に最も近い車両の側面から 0.2m 未満となる場合を含む。）は、排気管の開口部の中心から $0.5 \pm 0.025\text{m}$ の距離で、(1) の位置に最も近い設置可能な位置（排気流の影響を受ける位置及び地上高さ 0.2m 未満の位置を除く。）をマイクロホンの位置とする。

(4) (3) に掲げる計測位置にマイクロホンを物理的に設置できない場合にあつては、排気流の方向を含む鉛直面と外側後方 45° に交わる排気管の開口部の中心を含む鉛直面より外側で、かつ、排気管の開口部の中心から 0.5m 以上離れた範囲内において、排気管の開口部の中心の高さで当該計測位置に可能な限り近い位置（地上高さ 0.2m 未満の位置を除く。）にマイクロホンを設置するものとする。

(5) マイクロホンの向きは水平、かつ、排気管の基準点の方向へ向けるものとする。

ただし、排気管の開口部が上向きの場合（排気流の方向が当該排気管の鉛直線に対し 30° を超えない程度の傾きを有するものを含む。）は、マイクロホンを上方に向けるものとする。

(6) 排気管の開口部を複数有する自動車については次のとおり取扱うものとする。

この場合において、排気が漏れている部位は排気管の開口部とみなす。

① 二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては、排気管の開口部を複数有し、排気管の基準点の間隔が 0.3m を超える場合は、それぞれの排気管の開口部を計測の対象としてマイクロホンを設置する。

また、排気管の基準点の間隔が 0.3m 以下の場合は、最も後方（最も後方の排気管の開口部を複数有する場合は、その外側、最も後方、かつ、外側の排気管の開口部を複数有する場合は、その上方）の排気管の開口部を計測の対象としてマイクロホンを設置する。

この場合において、基準点の間隔は、排気流の軸に垂直な平面に沿って測定した値とする。

- ② ①に掲げる自動車以外の自動車については、排気管の開口部を複数有し、排気管の基準点の間隔が 0.3m を超える場合又は消音器を複数有し、かつ、それぞれの消音器について排気管の開口部を有する場合は、それぞれの排気管の開口部を計測の対象としてマイクロホンを設置する。

また、排気管の基準点の間隔が 0.3m 以下の場合（排気管が 1 個の消音器に接続するものに限る。）は、最も後方（最も後方の排気管の開口部を複数有する場合は、その外側、最も後方、かつ、外側の排気管の開口部を複数有する場合は、その上方）の排気管の開口部を計測の対象としてマイクロホンを設置する。

図 1：排気管の基準点

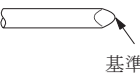
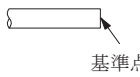
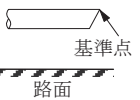
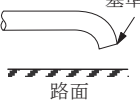
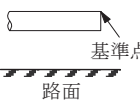
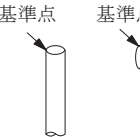
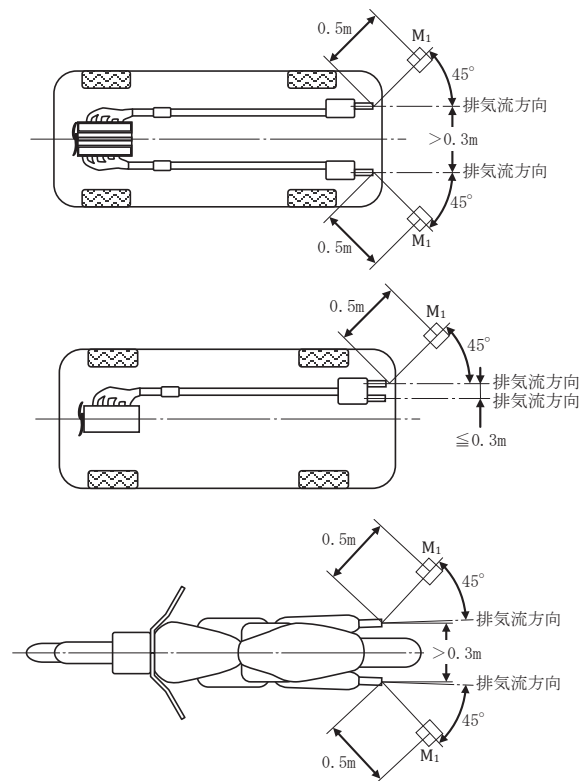
	斜めカット管	曲げ管	直管	縦管
上面図				
側面図				

図 2：マイクロホンの位置



M_1 ：排気流の方向を含む鉛直面と外側後方 $45 \pm 10^\circ$ に交わる排気管の開口部の中心を含む鉛直面上で排気管の開口部の中心から $0.5 \pm 0.025\text{m}$ 離れた位置

4. 測定場所

近接排気騒音の測定場所は、概ね平坦で、車両の外周及びマイクロホンから 2m 程度の範囲内に壁、ガードレール等の顕著な音響反射物がない場所とする。

5. 測定方法等

近接排気騒音の測定は次に掲げる方法により行う。

5.1. 自動車の状態

自動車は停止状態、変速機の変速位置は中立、クラッチは接続状態とする。

ただし、変速機が中立の変速位置を有していない自動車にあつては、駆動輪を地面から浮かせた状態とする。

5.2. 測定方法

原動機を次表の区分に応じた回転数 $\pm 5\%$ の回転数に1秒間以上一定に保持した後、急速に減速し、アイドリングが安定するまでの間の自動車騒音の大きさの最大値を測定することにより行う。

なお、原動機の回転数は、回転計（車載の回転計を除く。）により測定する。

区分	原動機回転数
① 原動機の最高出力時の回転数が毎分 7500 回転以上の自動車	最高出力時の回転数の 50%の回転数
② 二輪自動車及び側車付二輪自動車であつて、原動機の最高出力時の回転数が毎分 5000 回転を超えるもの	
③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車であつて、原動機の最高出力時の回転数が毎分 5000 回転を超え 7500 回転未満のもの	3750 回転
④ ①から③以外の自動車	最高出力時の回転数の 75%の回転数

5.3. 過回転防止装置を備えた自動車等の取扱い

過回転防止装置を備えた自動車であつて、当該装置の作動により原動機の回転数が 5.2. に定める回転数に達しないものについては、過回転防止装置が作動する回転数の 95%の回転数 $\pm 100\text{min}^{-1}$ {rpm} を使用するものとする。

ただし、アイドリング時において加速ペダルの操作により原動機回転数を任意の回転数に調整することができない自動車にあつては、過回転防止装置が作動する回転数を使用するものとする。

6. 測定値の取扱い

- (1) 自動車騒音の大きさの測定は3回行い、測定した騒音の値の小数第1位（小数第2位四捨五入）までの数値を測定値とする。

ただし、測定した騒音の値の整数位（小数第1位切り上げ）までの数値が基準値以下の場合には、測定した騒音の値の整数位（小数第1位切り上げ）までの数値を測定値とすることができる。

- (2) 3回の測定値の差が2dBを超える場合には、測定値を無効とする。

ただし、いずれの測定値も基準値を超える場合には有効とする。

- (3) 3回の測定値の平均の値の整数位（小数第1位四捨五入）までを騒音値とする。

- (4) 測定値と暗騒音の差が10dB未満の場合には、測定値を無効とする。

ただし、測定値が基準値以下の場合には有効とすることができる。

8. 平成28年騒音規制（相対値規制）の取扱い

【平成28年騒音規制の対象自動車】

四輪自動車

- 平成28年10月1日以降の新型車
- 令和4年9月1日以降の継続生産車
(技術的最大許容質量3.5 t 超～12 t 以下は令和5年9月1日以降)

二輪自動車

- 平成28年10月1日以降の新型車
- 令和3年9月1日以降の継続生産車

【平成28年騒音規制車の自動車検査証等備考欄記載イメージ】

自動車検査証		令和4年12月1日	東京運輸支局長	411230000001
品川 399 さ 1234	令和4年12月	普通	乗用 自家用	98765 0001
コクドコウツウ				
SHADA1-001		箱型		
型式		原動機型式	ガソリン	総排気量又は総出力
ZXX-ABC99		ABD-3E	750	1.59 ⁹⁴
最大総重量	最大軸重	車両重量	車両寸法	最高速度
5 ⁹⁴	1350 ⁹⁴	1625 ⁹⁴	448 ⁹⁴	173 ⁹⁴
国土 交通				
備考				
平成28年騒音M1A1A ○○dB ○,○○○rpm (旧) ○,○○○rpm				

A		記録年月日	令和 3 年 5 月 10 日
自動車検査証記録事項			
111210000001			
1. 基本情報			
自動車登録番号又は車両番号			
札幌 300 お 9999			
車台番号			
R35-DSG-00001			
登録年月日/交付年月日			
令和 3 年 5 月 10 日 / 令和 3 年 5 月 10 日			
2. 所有者・使用者情報			
所有者の氏名又は名称			
運輸 太郎			
所有者の住所			
北海道札幌市東区北36条東○丁目△△△ [50007 0331]			
使用者の氏名又は名称			

使用者の住所			

使用の本拠の位置			

3. 車両詳細情報			
車名			
ニッサン [213]			
型式			
CBA-R35			
原動機型式			
VR38			
自動車の種別			
普通 乗用			
事業用の別			
自家用			
車体の形状			
箱型 [01]			
最大総重量			
1350 ⁹⁴			
最大軸重			
1350 ⁹⁴			
車両重量			
1625 ⁹⁴			
前後軸重			
940 ⁹⁴ 790 ⁹⁴			
総排気量又は総出力			
1.59 ⁹⁴ 3.79 ⁹⁴			
燃料の種類			
ガソリン			
型式指定番号			
15965			
識別区分番号			
0001			
4. 備考			

備考

平成28年騒音規制車，騒音カテゴリ M1A1A
近接排気騒音値 ○dB，測定回転数 ○,○○○rpm
(旧基準適用時測定回転数 ○,○○○rpm)

【注意事項】

記録事項はシステム登録時点の情報となります

車両ID A01234560001

12345678901234567890



【測定方法及び判断基準】

測定方法及び判断基準は、対象車のマフラーが交換されているかどうか及び交換されたマフラーの種類で異なります。

●マフラー交換されていないもの(メーカー純正)

検査証備考欄記載の測定回転数で測定した値が、検査証備考欄記載の近接排気騒音値 + 5 dB以下であること。

●全開加速走行騒音規制対応マフラー(※1)に交換されているもの

検査証備考欄記載の旧基準適用時測定回転数(二輪自動車は測定回転数)で測定した値が、次の①、②のいずれかであること。

①検査証備考欄記載の近接排気騒音値が、車種別の一定値(283分※2)を超えないものは絶対値規制となり、上記測定方法における測定値が従前の規定以下であること。

例1)乗用車(車両後部にエンジンを有するもの以外):96dB以下

例2)小型二輪自動車:94dB以下

②検査証備考欄記載の近接排気騒音値が、車種別の一定値(※2)を超えるものは相対値規制となり、上記測定方法における測定値が検査証備考欄記載の近接排気騒音値 + 5 dB以下であること。

例1)乗用車(車両後部にエンジンを有するもの以外)

新車時の近接排気騒音値:92dB(>91db) ⇒ 規制値:92 + 5 = 97dB以下

例2)小型二輪自動車

新車時の近接排気騒音値:91dB(>89db) ⇒ 規制値:91 + 5 = 96dB以下

●市街地加速騒音規制対応マフラー(※1)に交換されているもの

検査証備考欄記載の測定回転数で測定した値が、マフラーに刻印又は貼り付けされているプレート等に表示された近接排気騒音値 + 5 dB以下であること。

例1)乗用車(車両後部にエンジンを有するもの以外)

プレート等に表示された近接排気騒音値:90dB ⇒ 規制値:90 + 5 = 95dB以下

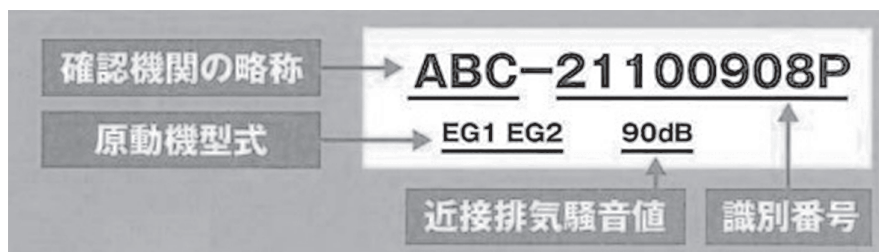
例2)小型二輪自動車

プレート等に表示された近接排気騒音値:87dB ⇒ 規制値:87 + 5 = 92dB以下

(※1)全開加速走行騒音規制対応マフラーと市街地加速騒音規制対応マフラーの判別は、性能等確認済表示の末尾が数字のもの(アルファベットなし)、または末尾のアルファベットがSのものが全開加速走行騒音規制対応マフラー、AまたはPのものが市街地加速騒音規制対応マフラーとなります。

なお、全開加速走行騒音規制対応マフラーには、性能等確認済表示以外でも適合するものがありますので、ご不明な点があれば独立行政法人自動車技術総合機構にお問い合わせ下さい。

性能等確認済表示の例



確認機関の略称のサンプル例



(※ 2)

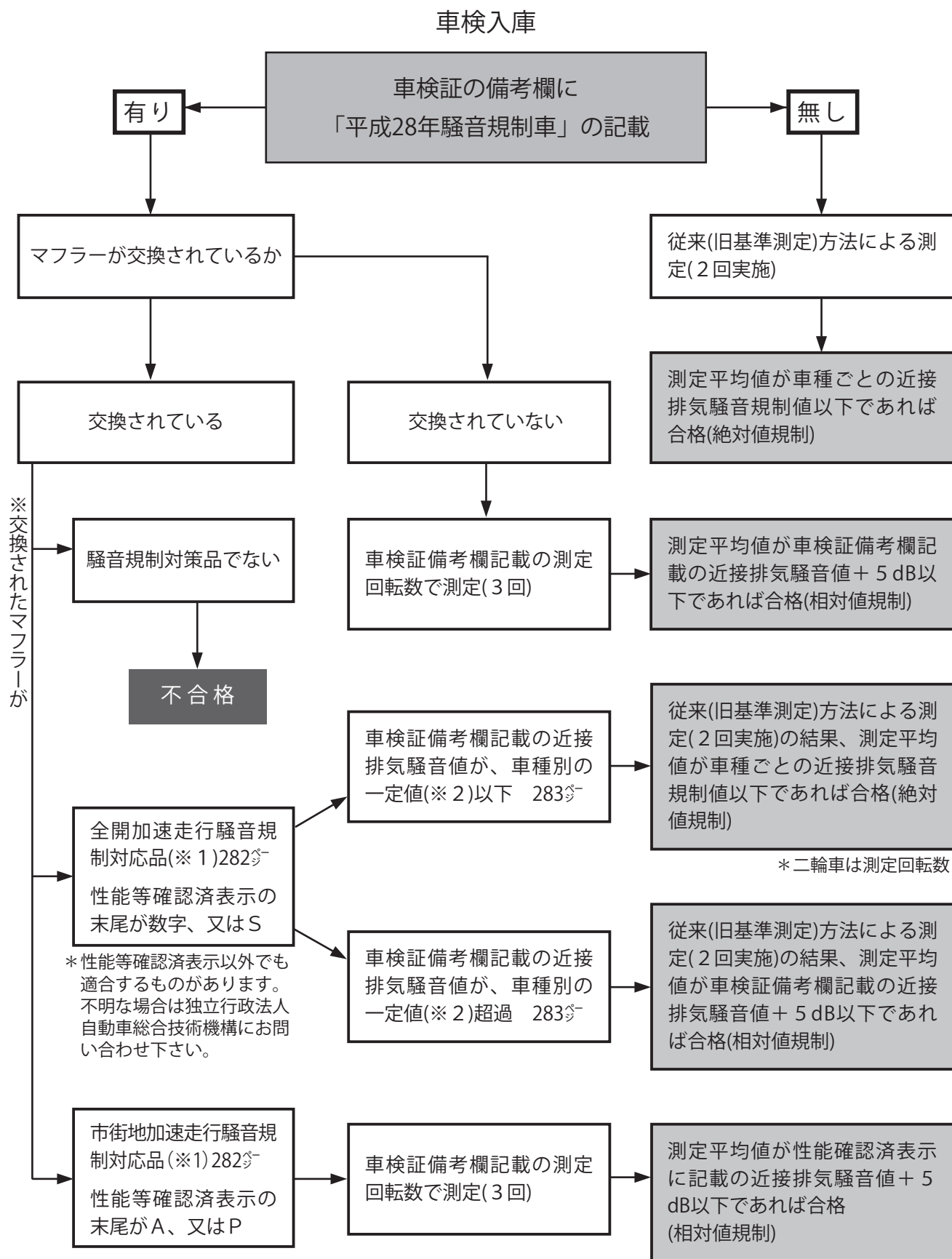
《車種別の一定値一覧表》

車種区分	車種別の一定値(dB)
乗用車(車両後部にエンジンを有するもの)	95
乗用車(車両後部にエンジンを有するもの以外のもの)	91
乗合車・貨物車(車両総重量3.5t超、最高出力150kW超)	94
乗合車・貨物車(車両総重量3.5t超、最高出力150kW以下)	93
乗合車・貨物車(車両総重量3.5t以下)	92
小型二輪自動車	89

(参考)

※ 判定する際には必ず、保安基準等関係法令を確認して下さい。

平成28年騒音規制車(相対値規制車)の近接排気騒音の基準適合性確認フロー(判定例)



※それぞれの規制値を上回るものは不合格